主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人百瀬和男作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。これに対する当裁判所の判断は、つぎのとおりである。

控訴趣意第一点(法令適用の誤りの主張)について

所論は、原判決は、罪となるべき事実として、被告人の無免許運転と酒酔い運転の各所為を認定したうえ、これらの罪は併合罪の関係にあるとして、刑法第四五条前段を適用処断したが、本件無免許運転と酒酔い運転は、同一人が同一の自動車を同一の日時場所において運転した機会に行われたものであるから、その基本的りとしては一個の運転行為があるだけであり、換言すれば、一個の運転行為によりにあるがあるべきである。それゆえ、本件無免許運転と酒酔い運転の各罪は観念的競合の関係にあるというべきであって、有別の選を第五四条第一項前段により一罪として処断するのが当然であるのに、前記のように、原審がこれを併合罪として同法第四五条前段を適用したのは、法令の適用を誤りたものであり、その結果処断刑が異なることになるから、右法令適用の誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

よって考察するに、原判決の認定によれば、被告人の本件無免許運転の所為と酒酔い運転の所為とは、たまたま同一の自動車運転の機会に行われたものであつて、なるほど基本となる運転行為自体は一個であり、社会的、自然的にみれば一個の行為ということができるけれども、これに観念的競合の関係を認めるためにはそれだけでは十分ではなく、あわせて各行為の性格の異同も考慮されなければならない。そこで、無免許運転と酒酔い運転との両者の行為の性格を比較検討すると、その

以上の理由により、無免許運転と酒酔い運転の間に観念的競合の関係を認めるべきであるとする弁護人の主張は相当でなく、原判決がこれを併合罪と判断したのは正当というべきであるから、結局原判決には所論のような法令適用の誤りは存在せず、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する)

(裁判長判事 鈴木重光 判事 石崎四郎 判事 四ツ谷巖)